



2022年5月10日

各 位

会社名 三相電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒田 直樹
(コード番号：6518 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 岡本 富男
電 話 079-266-1200

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の当社第65回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月23日
定款変更の効力発生日	2022年6月23日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u> 第14条 当社は株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、インターネットで開示することができる。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第14条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則 <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第2条 変更前定款第14条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>